

さいたま市島町西部土地区画整理事業

まちづくりだより == 自慢のふるさとづくりに向けて ==

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫
住所 さいたま市見沼区島町460番地1
連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

新年のご挨拶

年頭にあたり新春をお祝いし、組合員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

さて、昨年は仮換地指定という本事業におけるひとつの大きな山場がありました。

また、本年は調整池を始めとする工事に着手していく予定です。大きな山場から次の段階へ、本事業を着実に前進させる年にしなければなりませんと考えております。

つきましては、皆様からの変わらぬご協力とご支援を役員一同心よりお願い申し上げます。

なお、新年は1月7日から平常業務の開始とさせていただきます。

平成25年 元旦

さいたま市島町西部土地区画整理組合

理事長 枝久保 達夫
理事 大熊 義一 高橋 敏
細井 昌美 山崎 清隆
山崎 貞孝 山田 千代子
監事 山崎 宏一 山田 利男
吉田 敏雄

平成24年の主な活動及び平成25年の予定

【昨年の活動】平成24年

- 1月：まちづくりだより第5号発行
：第4回総代会（仮換地の指定など）
- 2月：まちづくりだより第6号発行
- 3月：第5回総代会
（H24年度予算に関する事項など）
：仮換地指定の実施
- 7月：第6回総代会
（H23年度決算に関する事項など）

【今後の予定】平成25年

- 3月：第7回総代会
（H25年度予算に関する事項など）
- 4月：仮設道路等の工事に着手
（※詳細は裏面を参照ください）
- 7月：第8回総代会
（H24年度決算に関する事項など）

法第76条の届出についてのお願い

これまで、施行地区内において建物や塀等の工作物を新築又は改築などに着手する際には、組合に対し土地区画整理法第76条による申請及び許可を受けたうえで施工していただくよう、重ねてお願いして参りましたが、昨年は数例の申告のない塀等工作物の設置や、家屋の増築が見受けられました。

この規定による許可を受けず施工した工作物等が公共用地又は他者の仮換地を侵している場合には、自費での撤去又は移転等の対応をしていただくこととなります。

つきましては、皆様の不要な労力や出費を抑えるためにも、建築行為等の前に必ず組合まで、お気軽にお問合せください。

事業に係る用語解説：保留地とは？

保留地とは、事業の施行によって整備される土地のうち、その一部を事業計画に記載されている予定地積の範囲内で、換地として定めず、事業費に充当するために売却、又は一定の目的に使用するために施行者が確保する土地をいいます。

なお、「換地」は既に登記されている従前地に対応しているため、登記等における問題は特

に生じませんが、「保留地」は事業により生み出される土地であり、対応する従前地が無いことから、換地処分が終了し新たに法務局に登記されるまで、所有権移転登記が出来ないことをご理解ください。

保留地の登記等については、複雑な部分がありますので、保留地売買についての事前相談の際に改めて詳細を説明いたします。

保留地のおおよその処分価額を算定しました

定款第9条に基づいた「保留地処分規程」が、昨年7月に実施された第6回総代会において可決されました。

それを受けて理事会では、全ての保留地についての価額を、保留地ごとに算定し、おおよその処分価額を決定いたしました。

今後は事業の進捗に応じて、保留地の売却を進めていくこととなります。

なお、保留地には、各々の保留地を単独で処分することができる「一般保留地」と、面積その他の事情で一般保留地として売買することが困難なことから、売却相手や価額が限られる「付保留地」があります。

一般保留地や付保留地の種別に関わらず、保留地の売買を希望される方は事務局までお問合せください。

工事施工予定のお知らせ

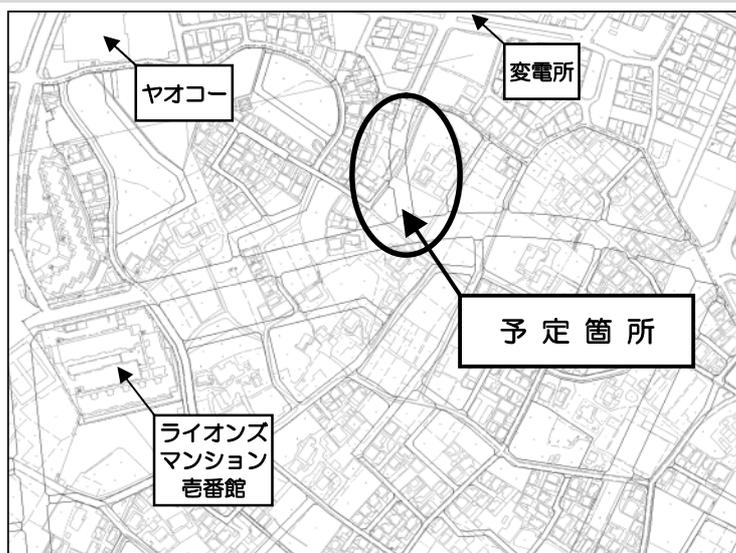
仮設道路工事等の施工予定について、下記の通りお知らせいたします。

期間 開始時期 平成25年4月
終了時期 未定

場所 東京電力深作変電所前 12m道路
を本地区内へ伸ばした周辺（右図参照）

摘要 現在の道路の通行止めや迂回については詳細が決まり次第、改めてたより等でお知らせいたします。

なお、時期は多少前後することもありますことをご理解ください。



～事務局より～

新年あけましておめでとうございます。

当組合では地区内における建築物や工作物等の補償調査及び測量等を不定期ながら実施しています。調査に従事している者についてご不審の際は、身分証明書の提示を求めるか組合事務所までお問合せください。